

○港区立児童遊園条例

（目的）

第一条 この条例は、港区立児童遊園（以下「児童遊園」という。）の設置および管理について必要な事項を定め、児童の健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

（児童遊園の名称等）

第二条 児童遊園の名称および位置は、別表のとおりとする。

（児童遊園の設置等）

第三条 児童遊園を設置、廃止および区域変更するときは、区長は、その名称および位置その他必要な事項を定め、これを公示しなければならない。

（行為の禁止）

第四条 児童遊園では、次の行為をしてはならない。

- 一 植物を採集し、または損傷すること。
- 二 鳥獣魚貝の類を捕獲し、または殺傷すること。
- 三 広告宣伝をすること。
- 四 指定した場所以外の場所へ車を乗り入れ、またはとめおくこと。
- 五 ごみその他の汚物を捨てること。
- 六 その他児童に悪影響をおよぼし、または児童遊園の管理上支障がある行為をすること。

（使用の制限）

第五条 区長は、児童遊園の管理のため必要があると認めるときは、使用を制限することができる。

（指定管理者による管理）

第六条 区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区

長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、児童遊園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 児童遊園施設の維持及び修繕に関する業務
- 二 児童遊園施設の案内に関する業務
- 三 児童遊園の利用の促進に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第七条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に児童遊園の管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- 二 安定的な経営基盤を有していること。
- 三 児童遊園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。
- 四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準

3 区長は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

（指定することができない法人等）

第八条 区長は、区議会議員、区長、副区長、教育長並びに法第百八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人（以下「役員等」という。）となつている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であつて、区議会議員以外の者が役員等となつているものを除く。）を指定管理者に指定することができない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第九条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 第七条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第十一条第一項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(指定管理者の公表)

第十条 区長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理の基準等)

第十一条 指定管理者は、次に掲げる基準により、児童遊園の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 児童遊園施設の維持管理を適切に行うこと。
- 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- 二 業務の実施に関する事項
- 三 業務の実績報告に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童遊園の管理に関し必要な事項

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

別表（第二条関係）

名称	位置
金杉橋児童遊園	東京都港区芝一丁目一番二十六号
芝園児童遊園	東京都港区芝二丁目七番十二号
芝新堀町児童遊園	東京都港区芝二丁目十二番三号
松本町児童遊園	東京都港区芝三丁目十二番十九号
芝五丁目児童遊園	東京都港区芝五丁目十八番四号
三田小山町児童遊園	東京都港区三田一丁目五番十六号
三田二丁目児童遊園	東京都港区三田二丁目十番七号
三田綱町児童遊園	東京都港区三田二丁目十九番十一号
浜松町四丁目児童遊園	東京都港区浜松町二丁目十三番三号
芝大門二丁目児童遊園	東京都港区芝大門二丁目十三番九号
虎ノ門三丁目児童遊園	東京都港区虎ノ門三丁目八番十一号
西久保巴町児童遊園	東京都港区虎ノ門三丁目十八番十八号
南麻布一丁目児童遊園	東京都港区南麻布一丁目七番二十九号
南麻布新堀児童遊園	東京都港区南麻布二丁目二番八号
南麻布二丁目児童遊園	東京都港区南麻布二丁目三番十四号
絶江児童遊園	東京都港区南麻布二丁目九番二十二号
古川橋児童遊園	東京都港区南麻布二丁目十五番十一号
広尾児童遊園	東京都港区南麻布五丁目十六番十五号
宮村児童遊園	東京都港区元麻布二丁目六番二号
筈児童遊園	東京都港区西麻布二丁目一番二号
西麻布二丁目児童遊園	東京都港区西麻布二丁目十八番九号
六本木坂下児童遊園	東京都港区六本木一丁目四番一号
六本木坂上児童遊園	東京都港区六本木一丁目四番十一号
六本木三丁目児童遊園	東京都港区六本木三丁目十五番二十五号
飯倉雁木坂児童遊園	東京都港区麻布台一丁目九番十四号
東麻布児童遊園	東京都港区東麻布一丁目二番一号
中ノ橋児童遊園	東京都港区東麻布一丁目三十番一号
一ツ木児童遊園	東京都港区赤坂五丁目一番二十四号

桑田記念児童遊園	東京都港区赤坂九丁目三番二十一号
南一児童遊園	東京都港区南青山一丁目十八番一号
南青山三丁目児童遊園	東京都港区南青山三丁目七番二十九号
南青山四丁目児童遊園	東京都港区南青山四丁目九番七号
南青山六丁目児童遊園	東京都港区南青山六丁目十三番二十四号
北青山一丁目児童遊園	東京都港区北青山一丁目六番六号
青山北町児童遊園	東京都港区北青山三丁目四番二号
豊岡町児童遊園	東京都港区三田五丁目十一番六号
三田松坂児童遊園	東京都港区三田五丁目十六番八号
松ヶ丘児童遊園	東京都港区高輪一丁目十一番一号
高松児童遊園	東京都港区高輪一丁目十五番二十二号
二本榎児童遊園	東京都港区高輪一丁目二十五番十一号
泉岳寺前児童遊園	東京都港区高輪二丁目十五番三十七号
西町つなぐ児童遊園	東京都港区高輪三丁目五番五号
高輪南町児童遊園	東京都港区高輪四丁目二十四番三十六号
古川さくら児童遊園	東京都港区白金一丁目二番四号
白金志田町児童遊園	東京都港区白金一丁目十二番十六号
白高児童遊園	東京都港区白金一丁目十七番四号
白金一丁目児童遊園	東京都港区白金一丁目二十五番三号
四の橋通児童遊園	東京都港区白金三丁目二十二番七号
三光児童遊園	東京都港区白金五丁目十二番五号
雷神山児童遊園	東京都港区白金六丁目五番十号
奥三光児童遊園	東京都港区白金六丁目二十二番十四号
白金児童遊園	東京都港区白金台二丁目二十四番三号
白金台四丁目児童遊園	東京都港区白金台四丁目四番十四号
白台児童遊園	東京都港区白金台四丁目七番六号
白金台どんぐり児童遊園	東京都港区白金台五丁目十九番一号
南浜町児童遊園	東京都港区芝浦一丁目十二番十二号
船路橋児童遊園	東京都港区芝浦二丁目十一番十号
末広橋児童遊園	東京都港区海岸二丁目一番二十七号

